

# 韓国のギャンブル依存症対策

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 藤原 夏人

## 【目次】

はじめに

### I 韓国のギャンブル依存症対策機関

1 事業者—3つの対策機関—

2 国—中毒予防・治癒センターと韓国賭博問題管理センター—

### II 射幸産業統合監督委員会法の制定とその改正

1 制定及び改正の経緯

2 現行法の主な内容

### III 対策機関の現状

1 国—韓国賭博問題管理センター—

2 事業者—対策機関の整理・縮小—

3 江原ランドと KLACC

### IV 課題と展望

1 依存症対策の役割分担

2 不法射幸産業の横行

3 総量制をめぐる問題

4 電子カード制をめぐる問題

5 オープンカジノへの展望とカジノの管理・監督体制

おわりに

翻訳：射幸産業統合監督委員会法

## はじめに

韓国では現在、7種類の射幸産業（カジノ、競馬、競輪、競艇、宝くじ、体育振興投票券（toto）、闘牛）<sup>(1)</sup>が合法的に運営されており、これらの合法的射幸産業の市場規模（総売上額）は19兆8933億ウォン<sup>(2)</sup>（2014年）に達している<sup>(3)</sup>。その一方で、これら射幸産業によって引き起こされるギャンブル依存症（ギャンブル障害）<sup>(4)</sup>が社会問題となっており、韓国の20歳以上の男女のギャンブル依存症の有病率（2014年）は、5.4%（約207万人）

(1) 韓国では、いわゆるギャンブルを運営する業態を射幸産業という。韓国では原則として射幸産業は刑事処罰の対象であるが、個別の法律により、例外的に7種類の射幸産業が合法的に運営されている。

(2) 1ウォンは約0.1円（2016年6月分報告省令レート）。

(3) 사행산업통합감독위원회 『2014년 사행산업 관련 통계』 p.9. <<http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disp osition=attachment&fileName=6841320150608113813.pdf&basePath=board/pds>> 韓国の射幸産業の概要については以下の資料を参照。自治体国際化協会ソウル事務所「韓国の射幸産業について—韓国の競馬、競輪、競艇、闘牛、宝くじ、体育振興投票券、カジノの現状—」『Clair Report』407号, 2014.10.21.<<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/407.pdf>> なお、日本の合法的射幸産業（中央競馬、地方競馬、競輪、競艇、オートレース、宝くじ、スポーツ振興くじ（toto））の売上額の合計は、約5兆5420億円（2014年）である。日本生産性本部編『レジャー白書2015』日本生産性本部, 2015, pp.118-119. 以下、インターネット情報は2016年6月8日現在である。

(4) ギャンブルに対する衝動を制御できなくなる精神疾患を指し、韓国では「賭博中毒」という用語が用いられる。主な治療方法として、専門家によるカウンセリング、ギャンブル依存症経験者の自助組織への参加等がある。

と推計されている<sup>(5)</sup>。また、ギャンブル依存症による社会的費用は78兆ウォン（負債の利子費用約17兆ウォン、仕事の生産性低下・失職約50兆ウォン、医療費約5兆ウォン等）に達しているとの推計もある<sup>(6)</sup>。

韓国では1990年代末からギャンブル依存症対策（以下「依存症対策」という。）が本格化し、2000年代に入って急速に体制が整えられてきた。当初は射幸産業事業者（以下「事業者」という。）が設置した対策機関が中心となって対応していたが、現在では国の対策機関を中心に、全国的な対策が進められている。

筆者は2016年3月、韓国賭博問題管理センター（ソウル特別市）、韓国文化観光研究院（ソウル特別市）、江原（カンウォン）ランド中毒管理センター（以下「KLACC」という。）（江原道旌善（チョンソン）郡）、旌善郡庁（江原道旌善郡）、競輪・競艇中毒予防治療センター（京畿（キョンギ）道光明（クァンミョン）市）、済州（チェジュ）特別自治道庁（済州特別自治道済州市）を訪問し、関係者からヒアリングを行った<sup>(7)</sup>（図参照）。本稿では現地調査を踏まえ、韓国の依存症対策の現状と課題について報告する。

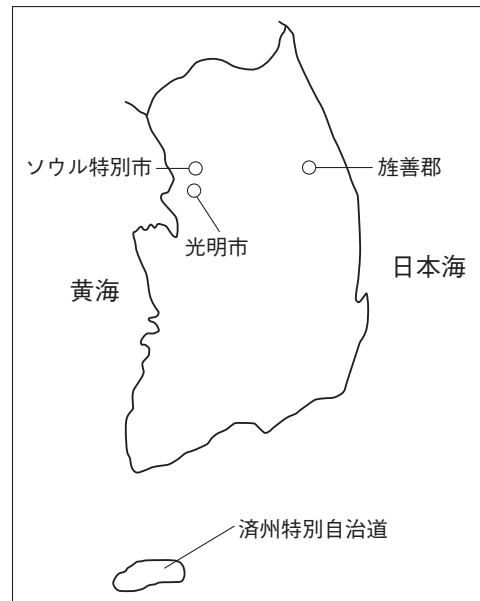
以下、第I章では国と事業者の依存症対策機関の概要、第II章では国による依存症対策の転換点となった「射幸産業統合監督委員会法」<sup>(8)</sup>（以下「射監委法」という。）の概要、第III章では現地調査を基に国と事業者の依存症対策機関の現状を紹介する。第IV章では依存症対策の課題と展望について述べる。併せて射監委法を全訳する。

## I 韓国のギャンブル依存症対策機関

### 1 事業者—3つの対策機関—

韓国の依存症対策は、事業者による依存症対策からスタートしている。事業者が設置した依存症対策機関は、①韓国馬事会<sup>(9)</sup>のユーキャンセンター、②国民体育振興公団<sup>(10)</sup>の競輪・競艇中毒予防治療センター、③江原ランド（韓国で唯一内国人も入場できるカジノ）

図 訪問先の位置関係



（出典）筆者作成。

(5) 사행산업통합감독위원회 『2014 사행산업 이용실태조사 최종보고서』2014.10, p.34. <<http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disposition=attachment&fileName=1215620141104093807.pdf&basePath=board/pds>> 有病率の測定には様々な方法が用いられるが、当該調査ではカナダの指標であるCPGI (Canadian Problem Gambling Index) が用いられている。なお、日本の有病率については2014年8月、ギャンブル依存症の疑いのある者が536万人（人口の4.8%）に達しているとの厚生労働省の研究班の報告が報道されたが、これに対し田村憲久厚生労働大臣（当時）は同月29日の記者会見において、パチンコ、スロットの依存症を含めた数字であるため、世界と比べてギャンブル依存症が多いとは一概には言えないと述べた。「田村大臣閣議後記者会見概要」厚生労働省ホームページ <<http://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000056071.html>>

(6) 사행산업통합감독위원회 『도박문제의 사회·경제적 비용추계 연구』2010.12, pp.83-88. <<http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disposition=attachment&fileName=7886120110825155445.pdf&basePath=board/pds>>

(7) 現地調査では関係者の方々に多大なご協力をいただいた。また、大阪商業大学アミューズメント産業研究所の梁亨恩氏には現地調査に当たり貴重な助言をいただいた。この場を借りて感謝申し上げる。

(8) 「사행산업통합감독위원회법 (법률 제 12844 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A2038&PROM\\_DT=20141119&PROM\\_NO=12844](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2038&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844)>

(9) 競馬の実施及び馬関連事業の育成のために設立された農林畜産食品部（部は省に相当）所管の法人で、韓国馬事会法（한국마사회법 (법률 제 13146 호)）に設立根拠を有する。韓国で競馬を実施するのは韓国馬事会のみである。

の KLACC の 3 つである。いずれの対策機関も、射幸産業全般によるギャンブル依存症を対象としており、射幸産業の種類（競馬、競輪・競艇、カジノ等）を限定していない。

①は 1998 年 9 月、韓国で最初に設立された依存症対策の専門機関である（設立時の名称は「競馬相談室」<sup>(11)</sup>）。主な業務は、ギャンブル依存症の予防教育、カウンセリング、調査研究等である<sup>(12)</sup>。国の依存症対策の中心となっている韓国賭博問題管理センター（後述）が設立される直前の 2012 年時点で、全国 32 か所に拠点が置かれ<sup>(13)</sup>、カウンセリング件数は年間 6,692 件であった（表 1 参照）。

②は、2001 年 3 月に設立された（設立時の名称は「競輪健全クリニック」<sup>(14)</sup>）。2003 年 3 月には同公団により「競艇健全クリニック」が設立され、同年 7 月に「競輪・競艇クリニック」に統合された後、2010 年 12 月に現在の名称に変更された。①と同様にギャンブル依存症の予防教育、カウンセリング、調査研究等を行っている<sup>(15)</sup>。2012 年時点で全国 16 か所に拠点が置かれ<sup>(16)</sup>、カウンセリング件数は年間 28,067 件であった（表 1 参照）。

③は、2001 年 9 月、江原ランドが位置する江原道旌善郡に設立された（設立当時の名称は「韓国賭博中毒センター」<sup>(17)</sup>）。2004 年 7 月にはソウル相談事務所も開設され、江原ランド利用者の多くを占める首都圏在住者<sup>(18)</sup>にとっての利便性が向上した。主な業務は①及び②と同様であるが、後述するように、カジノの入場制限とリンクしたカウンセリングを行っている点が③の特徴である。2012 年時点では旌善とソウルの 2 か所に拠点があり、カウンセリング件数は年間 8,507 件であった（表 1 参照）。

## 2 国一中毒予防・治癒センターと韓国賭博問題管理センター

2007 年 1 月に制定された射監委法に基づき、同年 9 月、国務総理の所轄の下に、射幸産業統合監督委員会（以下「射監委」という。）が設立され<sup>(19)</sup>、国による依存症対策が本格的に開始された。射監委にはギャンブル依存症の予防、治療等を専門に担当する「中毒予防・治癒センター」が設置され、2008 年 3 月から運営を開始した<sup>(20)</sup>。初年のカウンセリング件数は 1,149 件であった<sup>(21)</sup>。その後、2010 年に京畿センター（水原市）、釜山センター（釜

---

(10) 正式名称はソウルオリンピック記念国民体育振興公団。スポーツ振興事業、オリンピック記念事業等を主な事業とする文化体育観光部所管の法人で、国民体育振興法（국민체육진흥법（법률 제 14202 호））に設立根拠を有する。競輪及び競艇の実施、体育振興投票券の発行等を通じて事業に必要な基金を積み立て運用している。

(11) 韓国馬事会『馬事年鑑 1998』1999, p.544.

(12) 「설치목적 및 연혁」 유권센터ホームページ <<http://www.kra.co.kr/ucan/history.do?Act=06&Sub=1>>

(13) 한국마사회『마사연감 2012』2013, p.224.

(14) 「경륜경정클리닉 운영」 경륜경정사업본부ホームページ <<http://www.kracc.or.kr/contents/company/healthClinicPage.do>>

(15) 「운영목적」 경륜경정중독예방치유센터ホームページ <[http://www.c-mclinic.or.kr/views/sub/introduce/manage\\_purpose.jsp](http://www.c-mclinic.or.kr/views/sub/introduce/manage_purpose.jsp)>

(16) 「경륜경정클리닉 운영」 前掲注(14)

(17) その後、2006 年 6 月に「韓国賭博中毒予防治癒センター」、2010 年 7 月に「江原ランド中毒管理センター」（KLACC）、さらに 2012 年 1 月に「KL 中毒管理センター」（英語表記は同一の KLACC）に名称変更された。ただし、現在、KLACC のホームページでは、「江原ランド中毒管理センター」の名称も用いられている。

(18) 江原ランドによると、2004 年時点の江原ランド入場者の 63% が首都圏在住者であった。「강원랜드, 외화 유출방지효과 큰 것으로 나타나」2004.3.26. 강원랜드ホームページ <<http://kangwonland.high1.com/klandPressRelease/board-view.high1?bid=44410>> 江原ランドは韓国の東海岸側（日本海側）を走る太白山脈の高原地帯に位置しており、ソウルから車で約 3 時間かかる。

(19) 사행산업통합감독위원회『2009 사행산업백서』2010, p.14. <<http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disposition=attachment&fileName=5853220100816081105.pdf&basePath=board/pds>>

(20) 射監委の 2013 年版の『射幸産業白書』では、中毒予防・治癒センターの運営開始は 2008 年 4 月からとなっている。사행산업통합감독위원회『2013 사행산업백서』2014, p.283. <<http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disposition=attachment&fileName=3322420141006145612.pdf&basePath=board/pds>>

表 1 韓国の依存症対策機関の最近のカウンセリング件数と負担金

区分	依存症対策機関	カウンセリング件数 (件)			負担金 (2014年、百万ウォン) (注1)
		2012年	2013年	2014年	
事業者	ユーキャンセンター (韓国馬事会)	6,692	864	266	4,343
	競輪・競艇中毒予防治癒センター (国民体育振興公団)	28,067	7,869	607	1,496
	KLACC (江原ランド)	8,507	9,711	11,720	4,081
国	射幸産業統合監督委員会中毒・予 防治癒センター (2013年8月から韓国賭博問題管 理センター)	18,126	22,888	23,092	17,967

(注1) 事業者については純売上額に応じて負担する納付額を、国については収入額を表す。

(出典) 한국마사회 『2014 마사연감』2015; 「희망길벗 운영」 경륜경정사업본부ホームページ <<http://www.kracc.or.kr/contents/company/healthClinicPage.do>>; 「경륜·경정사업 건전화노력」 국민체육진흥공단ホームページ <<http://www.kspo.or.kr/?menu=221>>; 「사업보고서 제 17기」2015.3.31. 강원랜드ホームページ <<http://kangwonland.high1.com/fileManager/download.high1?seq=41341>>; 「KANGWON LAND SUSTAINABILITY REPORT 2014」 하이원리조트ホームページ <[http://www.high1.com/fileManager/link-download.high1?file=KL\\_2014SR\\_kor\\_web.pdf](http://www.high1.com/fileManager/link-download.high1?file=KL_2014SR_kor_web.pdf)>; 사행산업통합감독위원회 「2014년 사행산업 관련 통계」2015.6. <<http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disposition=attachment&fileName=6841320150608113813.pdf&basePath=board/pds>>; 한국도박문제관리센터 「14. 수입 및 지출 현황」 공공기관경영정보공개시스템ホームページ <<http://www.alio.go.kr/popReportTerm.do?apbaId=C0922&reportFormRootNo=31401#self>> を基に筆者作成。

山市)、2011年に光州センター(光州市)、江原センター(江陵市)を設置し、業務を全国的に拡大させていった<sup>(22)</sup>。その結果、2012年におけるカウンセリング件数は18,126件に達したが<sup>(23)</sup>、予算規模は40~50億ウォン程度にとどまっていた<sup>(24)</sup>。2009年における事業者の依存症対策機関の運営経費(ユーキャンセンターが約59億ウォン、競輪・競艇クリニックが約15億ウォン、KLACC(当時の名称は「韓国賭博中毒予防治癒センター」)が約42億ウォン)<sup>(25)</sup>と比較しても、決して潤沢とは言えない規模であった。

しかし、射監委法改正により、2013年8月、中毒予防・治癒センターが廃止され、新たに別法人の「韓国賭博問題管理センター」(以下「管理センター」という。)が誕生したことにより、ギャンブル依存症に係る業務体制が、中毒予防・治癒センター時代の職員12人体制から一挙に80人体制となり<sup>(26)</sup>、予算規模も3倍以上に増加した。管理センターの予算は事業者が純売上額(総売上額から払戻金を控除した金額)に応じて負担する「中毒予防治療負担金」<sup>(27)</sup>(以下「負担金」という。)を財源としており、2014年の負担金は約180億ウォンであった(表1参照)。

(21) 사행산업통합감독위원회 前掲注(19), p.195.

(22) 사행산업통합감독위원회 前掲注(20)

(23) 사행산업통합감독위원회 前掲注(3), p.28.

(24) 사행산업통합감독위원회 前掲注(20), p.294.

(25) 前掲注(19), pp.318, 326, 331. 射監委から2010~2012年版の『射幸産業白書』が発行されておらず、2013年版にも事業者の依存症対策機関の運営経費が掲載されていないため、直近で比較できる資料として2009年版の『射幸産業白書』に掲載されている数字を用いた。

(26) 한국도박문제관리센터 『2014 도박문제관리백서』 2015.9.30, pp.67, 70. <[https://www.kcgp.or.kr/resources/attach/main/2014\\_gamblequesmanagewtp\\_20151016.pdf](https://www.kcgp.or.kr/resources/attach/main/2014_gamblequesmanagewtp_20151016.pdf)>

(27) 原文の直訳は「中毒予防治癒負担金」である。



## II 射幸産業統合監督委員会法の制定とその改正

### 1 制定及び改正の経緯

韓国では2000年代に、当たった時の商品の金額を大きくした改造ゲーム機が全国的に大流行し、2006年には「パダイヤギ事件」<sup>(28)</sup>として大きな社会問題となった。これが契機となり、依存症対策を含めた射幸産業に対する管理・監督を強化する動きが加速した。

2007年1月、射幸産業の統合的な管理・監督やギャンブル依存症の予防、治療等を行うため、射監委を設立し、射幸産業を健全な余暇・レジャー文化として発展させることを目的とした射監委法が制定された<sup>(29)</sup>。

制定時の射監委法<sup>(30)</sup>第14条第2項の規定により、射監委は2008年3月に「中毒予防・治療センター」を設置し、運営を開始した。同センターの運営に当たっては、制定時の射監委法第14条第6項に、政府が中毒予防・治療センターの運営等に係る費用の最大50%を事業者負担させることができる旨の規定があった。しかし、このような方式では、国庫負担を増やさなければ事業者の負担も増えないため、国庫負担の拡大が容易でないことや、ギャンブル依存症の原因を提供している事業者の社会的責任が十分に果たされない点を射監委は問題視していた<sup>(31)</sup>。

この問題を解決するため、2012年5月23日、射監委法が改正され、中毒予防・治療センターに代わる管理センターの設立、負担金の新設等が行われた(同年11月24日施行)<sup>(32)</sup>。この法改正により、国の依存症対策が、事業者の負担増を前提として大幅に強化された。

### 2 現行法の主な内容

射監委法は、射幸産業による弊害の最小化や、不法射幸産業<sup>(33)</sup>に対する監視を通じて射幸産業を健全な余暇・レジャー産業として発展させることを目的とした法律である。主な内容は、(1)射監委に係る規定、(2)管理センター及び負担金に係る規定、(3)不法射幸産業対策に係る規定である(表2参照)。他の法律の改正に伴う小規模の改正を除き、これまで射監委法の改正は2012年の1回だけである。

---

(28) 各種商品券を景品に用いて射幸性を違法に高めた改造ゲーム機「パダイヤギ(海物語)」が全国一斉に摘発された事件。これにより多くの店舗が廃業に追い込まれたといわれる。以下の資料を参照。문화관광부・한국게임산업진흥원『2007 게임백서』 pp.77-80. 한국콘텐츠진흥원ホームページ <[http://www.kocca.kr/common/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE\\_00000000170636&fileSn=1&bbsId=>](http://www.kocca.kr/common/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE_00000000170636&fileSn=1&bbsId=>); IR \*ゲーミング学会「258.韓国③カジノ外ゲーム機械市場」<<http://www.jjrg.org/archives/2098/>>; 若宮健『なぜ韓国は、パチンコを全廃できたのか』祥伝社, 2010, pp.24-34.

(29) 「[172129] 사행산업통합 감독위원회법안 (이경숙의원등 38 인)」의안정보시스템ホームページ <<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=031094>>

(30) 「사행산업통합감독위원회법 (법률 제 8279 호)」법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A2038&PROM\\_DT=20070126&PROM\\_NO=08279](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2038&PROM_DT=20070126&PROM_NO=08279)>

(31) 사행산업통합감독위원회 前掲注 (19), p.109.

(32) 「[1814759] 사행산업통합감독위원회법 일부개정법률안 (대안) (문화체육관광방송통신위원장)」의안정보시스템 홈페이지 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_I1D1G1T2M2A3M1M7T1Y4O1X9B9Y8E0](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I1D1G1T2M2A3M1M7T1Y4O1X9B9Y8E0)>

(33) 射監委法では、不法射幸産業は、①合法的射幸産業において禁止又は制限されている行為、②射幸性ゲームを利用して射幸行為サービスを提供する行為、③情報通信網を通じて射幸行為サービスを提供する行為のいずれかを業として行う行為と定義され(第2条第3号)、個々の事業者の行為を指す語として用いられている。

表2 射幸産業統合監督委員会法の構成と主な内容

条	各条の見出し	主な内容	2012年法改正による変更点		
1	目的	<b>目的</b> ・射監委を設置し、射幸産業による弊害の最小化及び不法射幸産業に対する監視を通じて健全な余暇・レジャー産業に発展させることにより国民の福祉増進に資すること。  <b>定義</b> ・射幸産業、事業者、不法射幸産業の定義をそれぞれ規定。	不法射幸産業に関する事項を目的及び定義に追加  闘牛を射幸産業の定義に追加		
2	定義				
3	他の法律との関係				
4	射幸産業統合監督委員会の設置及びその地位	<b>射監委の設立</b> ・国務総理の所轄の下に射監委を置く。  <b>射監委の機能</b> ・射幸産業の統合的な管理・監督等に係る11項目の業務を射監委の所管する業務と規定。  <b>射監委の構成等</b> ・委員長1人を含む15人以内で構成。 ・委員の任期は3年で1回のみ再任可能。 ・分科委員会を置くことができる。 ・委員会は独立して職務を遂行。 ・委員長が必要と認めるときは特殊分野の専門家を専門委員として置くことができる。 ・事務処理のための事務局を設置。	不法射幸産業に関する事項を射監委の設置理由及び射監委が所管する業務に追加		
5	委員会の機能				
6	委員会の構成				
7	委員長の職務				
8	委員の任期				
9	委員会の審議・議決等				
10	委員の欠格事由				
11	委員の職務上の独立及び身分保障				
12	専門委員				
13	事務局の設置				
14	韓国賭博問題管理センター			<b>管理センターの新設</b> ・理事長含む15人の理事と監査役1人で構成。 ・定款の変更には射監委委員長の認可が必要。  <b>管理センターの事業及び活動</b> ・ギャンブル依存症の予防・治療のためのカウンセリング、プログラム開発、教育、広報、調査研究、人材養成、他の機関との連携等。	同センター新設。改正前は中毒予防・治療センター
14-2	中毒予防治療負担金の賦課・徴収等			<b>事業者の負担による中毒予防治療負担金</b> ・事業者の年間純売上額の1000分の5以下を依存症対策に充てる（射監委法施行令により1000分の3.5以下に縮小）。	条項新設
14-3	国庫補助				
15	公務員等の派遣及び採用	<b>射監委の業務</b> ・射幸産業の管理・監督、不法射幸産業の根絶等に係る総合計画を策定し実施する。 ・射幸産業間の調整事項等に係る協議・調整又は勧告を行う。 ・事業者に対する指導・監督を行う。	不法射幸産業に係る事項を総合計画に追加		
16	総合計画の策定等				
17	協議・調整又は勧告等				
18	現場確認及び指導・監督等				
18-2	不法射幸産業等の通報等	<b>不法射幸産業に対する監視等</b> ・不法射幸産業に対する通報制度の整備及び監視・通報センターの設置（射監委事務局内）	条項新設		
18-3	不法射幸産業監視・通報センター等				
19	現場実態調査・研究等	<b>現場実態調査・研究等</b> ・射監委が射幸産業による弊害予防等のために実態調査及び研究を行う。			
20	勧告	<b>是正事項に係る勧告</b> ・射監委が事業者に対する是正命令等について所管官庁の長に勧告する。			
21～25 附則	資料要請等、経費等の支援、秘密漏えいの禁止、罰則適用における公務員身分の適用、罰則等				

(出典) 射監委法の条文を基に筆者作成。

(1) 射監委に係る規定（第4条～第13条）

国務総理の所轄の下に設置される射監委に係る規定である。これまで複数の所管官庁に分散していた射幸産業に対する管理・監督を統合的に行うことを目的としており、射監委の機能、構成、委員長の職務、委員の任期、審議・議決方法等に係る事項を定める。射監委は委員長を含む15人以内で構成され、委員会は独立して業務を遂行する。

(2) 管理センター及び負担金に係る規定（第14条及び第14条の2）

依存症対策をより専門的かつ大規模に実施するための対策機関に係る規定である。制定時の射監委法の規定により、中毒・治癒センターが射監委の一部として設置されていたが、2012年の法改正により同センターを廃止し、新たに管理センターを別法人として設立する規定に改められた。

また、2012年の法改正では、国と事業者が費用を折半していた従来の方式に代わり、新たな財源として負担金を活用する規定が設けられた。射監委が事業者に対し、前年の純売上額に応じて負担金を納付させ、その負担金を国の依存症対策の財源として活用する。負担金の管理・運営は管理センターに委託される。

負担金の規模は、2012年の射監委法改正後の規定（第14条の2第1項）では、事業者の年間純売上額の1000分の5以下であり、実際の額は大統領令で定められる。同年11月23日に改正された大統領令の規定（射監委法施行令<sup>(34)</sup>第9条第2項）では、1000分の3.5以下に縮減された。これは、射監委が、同様の制度を導入している諸外国の例に倣って希望していた100分の2以下<sup>(35)</sup>や、2012年の射監委法改正の際に国会に提出されていた改正法案<sup>(36)</sup>に記載されていた100分の1以下を大幅に下回っている<sup>(37)</sup>。

(3) 不法射幸産業に係る規定（第18条の2及び第18条の3）

不法射幸産業（違法オンライン賭博サイト等）の監視強化・根絶に係る規定である。制定時の射監委法には不法射幸産業に関する規定はなかったが、2012年の法改正により不法射幸産業対策が強化され、不法射幸産業の通報制度の整備（第18条の2）、不法射幸産業監視・通報センターの設置（第18条の3）に係る条項が新設された。また、射監委が策定し実施する射幸産業の管理・監督等に係る総合計画にも、不法射幸産業の監視、根絶等に係る事項を盛り込むことが義務付けられた（第16条）。

---

(34) 「사행산업통합감독위원회법 시행령 (대통령령 제 26839 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=B4409&PROM\\_DT=20151231&PROM\\_NO=26839](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B4409&PROM_DT=20151231&PROM_NO=26839)>

(35) 사행산업통합감독위원회 前掲注(19), pp.109-110.

(36) 「[1810291] 사행산업통합감독위원회법 일부개정법률안 (정장선의원등 11 인)」 의안정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_N1R0J1F2X1G0P1P1R4R1J0Y2H1K9D7](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N1R0J1F2X1G0P1P1R4R1J0Y2H1K9D7)>

(37) 国会審議では、事業者の負担金を上方修正することに対する妥当性及び必要性は認められたが、負担金を急激に引き上げた場合、事業者収益やそれに基づく公共財源が減少することによる事業者及び地方公共団体の反対が予想されるとして、最終的に負担割合が抑制された。문화체육관광방송통신위원회 「사행산업통합감독위원회법 일부개정법률안 심사보고서」 2012.2, pp.31-35. 의안정보시스템ホームページ <<http://likms.assembly.go.kr/nfilegate/servlet/FileGate?bookId=7A1FFBC0-1E4E-4498-0179-960CCE5FFDE6&type=1>>

### Ⅲ 対策機関の現状

#### 1 国一韓国賭博問題管理センター

現在、韓国の全国的かつ主要な依存症対策は、国の依存症対策機関である管理センターが実施している。以下、管理センターの概要を紹介する<sup>(38)</sup>。

##### (1) 組織の概要

管理センターは、射監委法第14条の規定により、2013年8月に設立された依存症対策機関である。管理センターではギャンブル依存症の予防、カウンセリング、リハビリ、広報、予防教育、調査研究、関連機関との連携等の業務を行っており、国の依存症対策において中心的な役割を担っている。予算は187億ウォン（2015年）、組織の定員（直営の地域相談センターを含む。）は80人（2015年）である。

専門家によるカウンセリング等が受けられる地域相談センターが、全国に11か所（本部（ソウル特別市鍾路区）、ソウル南部（ソウル特別市永登浦区）、京畿北部（高陽市）、京畿南部（水原市）、江原（江陵市）<sup>(39)</sup>、光州（光州市）、釜山（釜山市）、大田（大田市）、大邱（大邱市）、仁川（仁川市）、慶南（昌原市））にある。このうち、管理センターに併設されている本部相談センターと、ソウル南部センターの2か所は直営であり、その他の地域相談センターは大学等に委託して運営している。施設拡充のため、現在、鍾路区にある管理センターについては移転も検討されているという。

##### (2) 民間の専門機関との連携

上記11か所の地域相談センターでは国内をカバーしきれないので、21か所の専門機関（大学、民間のカウンセリング機関等）と連携してカウンセリングを実施している。連携機関のサービスの質が同センターのサービスの質に直結するため、同センターでは連携機関の評価に力を入れている。評価方法は、①現地調査、②利用者からの聞き取り、③カルテ調査の3つであり、連携機関として不適切と判断した場合は連携を解消することもある。

そのほかにも、入院治療を行う専門病院や、ギャンブル依存症経験者の自助組織である「韓国ギャンブラーズアノニマス」等の関係機関とも協力関係を構築している。

##### (3) ヘルプラインとカウンセリング

ギャンブル依存症に関する電話相談「ヘルプライン」は、中毒予防・治癒センター時代から実施していたが、管理センター設立後は24時間365日体制で運営しており（全国どこからでも局番なしの「1336」）、地域相談センターや連携機関の紹介、各種情報提供、事例管理（来訪してのカウンセリングが困難な者に定期的に連絡）等を行っている。

ヘルプラインの運営は、以前は2交代制であったが、最近3交代制が実現した。8人体

(38) ここで紹介する内容は、主に現地調査における管理センターでのヒアリングによる。なお、近年、韓国の依存症対策機関には日本から多く視察に訪れており、複数の機関において視察報告書や委託研究報告書等が公開されている。最近のものとしては次の資料を参照。あずさ監査法人『平成27年度内閣官房委託調査 特定複合観光施設区域に関する海外事例調査（依存症対策、区域設定等）報告書』2015.10. <[http://www.cas.go.jp/jp/siryou/pdf/h27\\_houkoku.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/siryou/pdf/h27_houkoku.pdf)>; 東京都港湾局『平成26年度 海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託報告書』2015.3. <<http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/jigy/announcement/ir-chosa/irkaigaichosa22.pdf>>

(39) 江原ランドの所在地である江原道旌善郡にも支所（定員2人）を置いている。



制で運営しており、深夜帯は1人で担当する。ヘルプラインの相談員も専門家だが、来訪者のカウンセリングを行う相談員とは別である（後者の方が、専門性が高いという）。

来訪者に対するカウンセリングは、専門資格を有する相談員が1回当たり1時間を原則として1日平均3~4件程度行っている。カウンセリングは労働集約型の業務であり、それ以上件数を増やすのは難しいという。カウンセリングは1対1又は集団で行う。また、ギャンブル依存症の本人だけでなく、家族に対するカウンセリングも実施している。さらに、ギャンブル依存症だけでなく、それに付随する負債問題等の相談にも対応しており、法律相談を受けられる他機関（大韓法律救助公団等）を紹介することもある。2014年のヘルプラインを通じた相談件数は12,626件、カウンセリング件数は23,092件である。

#### (4) 予防教育

管理センターでは予防教育を年齢階層別に実施しており（2014年は56,223人）、青少年への予防には特に力を入れている。また、ギャンブル依存症問題に関する啓発のために動画やパンフレットを作成している。小学生、中学生、高校生、成人と、対象年齢に合わせて何種類も作成しなければならないため、かなりの労力を要しているという。

予防教育を行う「予防講師」の養成課程も運営しており、小学校の教員等が受講している。また、カウンセリングを行う相談員や「スーパーバイザー」（相談員にアドバイス等を行う上級相談員）の養成も行っており、2014年は計150人がこれらの養成課程を修了した。そのほかにも毎年9月17日（射監委が発足した日）を「ギャンブル依存症追放の日」に定めるなど、様々な啓発活動を行っている。

## 2 事業者一対策機関の整理・縮小

2012年の射監委法改正を事業者の視点から見ると、国の依存症対策を事業者の負担で全面的に支える方式に変更され、大幅な負担増を強いられるようになったことを意味する<sup>(40)</sup>。このことが、依存症対策における国と事業者の役割を逆転させる転換点となるとともに、国と事業者の役割分担問題（後述）を生じさせた。

射監委法改正を転換点として、初期の依存症対策をリードしてきた事業者は、業務重複等を理由に自らの依存症対策業務の整理・縮小を行った。ユーキャンセンターは、依存症対策は射監委側で行うことになったとして、2013年7月に対国民サービスを中断し、韓国馬事会関係者のみを対象とした組織に再編した<sup>(41)</sup>。その後、2014年8月に部分的に対国民サービスを再開したものの<sup>(42)</sup>、2014年のカウンセリング件数は2012年の25分の1に激減している（表1参照）。競輪・競艇中毒予防治療センターも2013年9月に16か所あった拠点を2か所に縮小した<sup>(43)</sup>。ユーキャンセンターと同様、2014年のカウンセリング件数は2012年の46分の1に激減している（表1参照）。

(40) 2010年に事業者が納付した依存症対策に係る負担額は、江原ランドが9億3千万ウォン、競馬が3億2千万ウォン、競輪・競艇が2億2千万ウォンであった。문화체육관광방송통신위원회 前掲注(37), p.32. 射監委法改正後の2014年の負担金の負担額は表1を参照。

(41) 前掲注(12). 報道によると、射監委関係者が韓国馬事会等に対し、新しい体制が定着するまで依存症対策機関の運営を延長するよう要請したが、強制できなかったという。이명관 「도박중독 치유기관 부족… ‘힐링 따윈 없다?’」 『경기일보』2013.11.22. <<http://www.kyeonggi.com/news/articleView.html?idxno=721727>>

(42) 한국도박문제관리센터 前掲注(26), p.40.

(43) 「경륜경정클리닉 운영」 前掲注(14)

### 3 江原ランドとKLACC

他方、そのような状況にあっても、KLACCはユーキャンセンターや競輪・競艇中毒予防治療センターとは異なる道を歩んでいる。KLACCも、管理センターの設立を機に組織を一部整理し、ソウル相談事務所の運営を2013年11月に終了した。しかし、それによるカウンセリング件数の急激な落ち込みは見られず、逆に2013年と2014年は件数を伸ばしている(表1参照)。その要因として、まず、ソウル相談事務所の運営終了に合わせ、首都圏の民間病院とのネットワークを通じたカウンセリングサービスを開始したことが考えられる<sup>(44)</sup>。しかし、より根本的な要因は、(1)江原ランドの置かれた状況、(2)入場制限とリンクしたカウンセリング(後述)により、KLACCが一定のカウンセリング件数を維持できる構造となっていることに由来する。

#### (1) 江原ランドの置かれた状況

江原ランドが位置する江原道旌善郡及びその一帯は、かつて韓国でも有数の炭鉱地域であったが、1989年から始まった政府の石炭産業合理化事業により衰退した。廃鉱地域の経済振興のため、1995年12月、「廃鉱地域の開発支援に関する特別法」<sup>(45)</sup>(以下「廃特法」という。)が制定された<sup>(46)</sup>。

それまで、カジノは外国人専用カジノしか認められていなかったが(廃特法制定以前の観光振興法第10条の2<sup>(47)</sup>)、廃特法の制定により、廃鉱地域に1か所に限りオープンカジノ(内国人も入場できるカジノ)を設立することが可能となった。この廃特法に基づいて2000年10月28日に旌善郡古汗(コハン)地区に開業したカジノが江原ランドである<sup>(48)</sup>。韓国には現在、17か所のカジノがあるが、オープンカジノは江原ランドのみである。

近年、競馬、競輪・競艇の入場者数が落ち込む中、江原ランドの入場者数は年間300万人前後で安定的に推移している(表3参照)。廃特法は当初、10年間の時限立法であったが、その後、2度の改正を経て2025年まで延長され<sup>(49)</sup>、当面、江原ランドが韓国内で独占的にオープンカジノを運営できる状況となったため、今後も安定した集客が見込まれる<sup>(50)</sup>。

(44) 「예방 KL 중독관리센터 수도권 네트워크 상담프로그램 안내」2013.11.1. KL 중독관리센터ホームページ <<http://klacc.high1.com/centerNotice/board-view.high1?bid=63538>>

(45) 「廢鑛地域開發支援에 관한特別法 (법률 제 5089 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0265&PROM\\_DT=19951229&PROM\\_NO=05089](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0265&PROM_DT=19951229&PROM_NO=05089)>

(46) 「[141350] 폐광지역개발지원에 관한특별법안 (정부)」 의안정보시스템ホームページ <<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=013451>> 廃特法案は政府提出法案であるが、炭鉱の閉鎖による地域経済の衰退の中で、地域住民が核廃棄物処理場でも誘致をしたという切迫した状況の中で制定運動を展開し、1995年3月3日に政府との間に成立した合意(「3・3合意」)により制定を約束させたものである。廃特法の制定経緯については次の資料を参照。원기준 「폐광지역개발지원특별법 제정과 주민운동」 김태원 외 『카지노와 폐광촌—강원폐광지역사회변동연구 (1) —』 일신사, 2005, pp.114-140.

(47) 「觀光振興法 ((법률 제 4796 호))」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1508&PROM\\_DT=19941222&PROM\\_NO=04796](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1508&PROM_DT=19941222&PROM_NO=04796)>

(48) その後規模を拡大し、2003年3月28日に同郡舍北(サブク)地区の現在の場所に移転した。なお、株式会社江原ランドが設立されたのは1998年6月29日である。

(49) 代替産業の育成、地域経済の沈滞の克服等を理由に、2005年3月の改正により2015年まで、2012年1月の改正により2025年まで、それぞれ10年ずつ延長された。

(50) さらに、①2013年にカジノフロアを約2倍に拡張し、カジノテーブルを132台から200台に、スロットマシンを960台から1,360台にそれぞれ増設したこと、②2018年2月に江原ランド付近で平昌(ピョンチャン)オリンピックが開催予定であること、③2018年頃に江原ランド近くにファミリー向け大型リゾート施設「ウォーターワールド」が開業予定であることも、集客に寄与すると見込まれている。

(2) 入場制限とリンクしたカウンセリング

KLACCにおけるカウンセリングには、自ら希望して受ける自発的カウンセリングと、義務的に受ける非自発的カウンセリングの2種類ある<sup>(51)</sup>。非自発的カウンセリングとは、江原ランドが独自に設けている様々な入場制限（表4参照）を解除するために受けるカウンセリングである。非自発的カウンセリングの件数は年々増加している<sup>(52)</sup>。

表3 近年のカジノ、競馬、競輪・競艇の入場者数（場外を含む。単位は千人）

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
競馬	21,684	21,233	21,675	21,812	19,518	16,138	15,917	15,296
競輪・競艇	11,675	12,282	12,928	12,695	12,693	11,019	9,762	7,647
カジノ (江原ランド)	2,452	2,915	3,045	3,091	2,983	3,025	3,068	3,007
カジノ (外国人専用)	1,176	1,277	1,676	1,946	2,101	2,384	2,707	2,962

(出典) 「입장객 현황」 사행산업통합감독위원회 홈페이지 <[http://static.ngcc.go.kr/user/state/entrance\\_state.jsp](http://static.ngcc.go.kr/user/state/entrance_state.jsp)> を基に筆者作成。

表4 江原ランドの主な入場制限と KLACC のカウンセリング

時期	江原ランドの入場制限	KLACCのカウンセリング
2002年7月	「カジノ入場管理指針」(注1)策定	
2004年6月	帰宅旅費支援制度開始(同制度利用者は6か月入場制限)	
10月	1か月の最大入場日数を20日(VIPルーム(注2)は15日)に制限	
2006年1月		長期入場者義務カウンセリング開始(2か月連続20日入場者等が対象)
2008年		帰宅旅費支援制度を自発的カウンセリングに算入
2009年2月	1か月の最大入場日数を15日に制限	長期入場者義務カウンセリングの対象を2か月連続15日入場者に変更(通称「15・15カウンセリング」)
10月	帰宅旅費支援制度利用者に対する入場禁止期間を6か月から3年に延長	
2011年1月		四半期で30日超(31日~45日)の入場者の義務カウンセリング開始(通称「四半期30+カウンセリング」)
2013年12月		本人・家族の要請による入場制限解除の際の義務カウンセリング開始

(注1) 原文の直訳は「カジノ出入管理指針」。現在まで22回改正されている(最終改正2015年4月10日)。안전관리실「카지노출입관리지침」하이원리조트 홈페이지 <[http://high1.com/fileManager/link-download\\_high1?file=casino\(150410\).hwp](http://high1.com/fileManager/link-download_high1?file=casino(150410).hwp)>

(注2) 一般利用者向けのカジノフロアとは別に設けられている富裕層対象の会員専用カジノフロア。

(出典) 江原ランドのカジノ入場管理指針、江原ランドのホームページ、KLACCのホームページ、各種報道等を基に筆者作成。

(51) 現地調査における KLACC でのヒアリングによる。

(52) 報道によると、KLACC の非自発的カウンセリングの件数は、2011年に2,520件、2012年に2,747件、2013年に4,655件、2014年に6,463件と年々増加している。신효재「KL 도박중독관리센터 vs 한국도박문제관리센터, 향배는?」『news1』2015.12.3. <<http://news1.kr/articles/?2505105>>

また、江原ランドが2004年6月から実施している独自の帰宅旅費支援制度にも留意する必要がある。同制度は、カジノで所持金を使い果たし帰宅できなくなった入場者に、帰宅するための交通費（2016年5月現在6万ウォン）を支給する制度であり、同制度を利用した者はカジノへの入場が3年間（2009年9月に6か月間から3年間に延長）制限される。2008年から、同制度の利用件数が、自発的カウンセリングの件数に含められており<sup>(53)</sup>、これもカウンセリング件数を押し上げている大きな要因である<sup>(54)</sup>。

江原ランドでは、自発的であれ非自発的であれ、カジノの入場制限とKLACCのカウンセリングをリンクさせる形で依存症対策を強化してきた。その結果、KLACC設立初年の2001年に106件、2002年に362件であったカウンセリング件数<sup>(55)</sup>は年々増加し、現在では1万件を突破するに至っている（表1参照）。

このように、KLACCは、安定的な入場者数が見込めること、カジノの入場制限とリンクしたカウンセリングを実施することで国の依存症対策との差別化が図られていることにより、一定のカウンセリング件数が維持される構造となっている<sup>(56)</sup>。

その一方で、KLACCがむしろギャンブル依存症の入場者に免罪符を与えているとの批判もある<sup>(57)</sup>。また、KLACCがギャンブル依存症を早期に発見し、病院や管理センターでの治療につなげていく2次予防活動に積極的に乗り出すべきであるとの指摘もある<sup>(58)</sup>。

#### IV 課題と展望

韓国の現在の射幸産業の管理・監督体制と依存症対策は、①2007年1月の射監委法制定により射監委が設立され、韓国の射幸産業が所管官庁の垣根を超えて統合的に管理・監督される体制に移行したこと、②2012年の射監委法改正により管理センター及び負担金の新設され、依存症対策の中心が事業者から国に移行したことの2点が特徴である。以下では関係機関でのヒアリングの結果も踏まえながら、現在の射監委・管理センターを中心とした体制が抱える課題と今後の展望について述べる。

(53) 김세건 「강원랜드의 도박중독 다루기—강원랜드중독관리센터를 중심으로—」 『사회과학연구』 49(2), 2010.12, p.49. <<http://www.dbpia.co.kr/DownloadSociety/Download/NODE01799858>>

(54) 同制度が開始された2004年は23件であったが、2010年は3,258件、2011年は3,679件、2012年は3,484件に伸びている。배연호 「카지노 ‘이제 그만’.. 여비 받고 ‘집으로’」 『연합뉴스』 2009.12.1. <<http://www.yonhapnews.co.kr/local/2009/12/01/0812000000AKR20091201081500062.HTML>> ; 장병철 「3년간 6억… 강원랜드가 차비 6만원 주는 까닭」 『문화일보』 2013.7.16. <<http://www.munhwa.com/news/view.html?no=2013071601031127170002>>

(55) 김 前掲注(53), p.47.

(56) KLACC関係者によると、入場制限措置を受けた者が興奮した状態でKLACCを訪れるため、気を静めるのに苦労することもあるという。なお、KLACCでは、入場制限とリンクしたカウンセリングのほかにも、依存症対策のための様々な活動を行っている。KLACCの活動概要についてはKLACCのホームページを参照。<<http://klacc.high1.com/Ghome/main.high1>> また、江原ランドが設立した江原ランド希望財団では、ギャンブル依存症からの回復過程にある者を雇用し、社会復帰を支援するためのベーカーリー運営等も行っている（製造されたパンは江原ランドホテルで提供）。「시설개요」 하이원 희망재단ホームページ <<http://www.high1hmf.or.kr/contents/front/business/high1Bakery/FacilitySummary.asp>>

(57) 신효재 「도박중독센터, 도박중독자 면죄부 논란」 『news1』 2015.11.8. <<http://news1.kr/articles/?2480383>>

(58) 「[도박중독] 그놈의 본진 생각에 집 두 채가 무너졌다」 『아시아경제』 2016.5.4. <<http://view.asiae.co.kr/news/view.htm?idxn=2016050410062549685>> 報道によると、2015年の江原ランド入場者は313万3,391人、重複を除いた実際の入場者は63万5,370人であるが、そのうち、入場日数10日未満が56万7,831人、10～49日が5万5,878人、50～99日が9,555人、100日以上が2,106人である。KLACCでは年間50～99日の入場者を「問題性入場客」、100日以上の入場者を「強迫的入場客」に分類して管理しているが、2015年にKLACCのカウンセリングを経て病院治療に移行した者は27人である。なお、年間100日以上の入場者は、最も多かった2008年(3,710人)から大幅に減少しているが、これは2009年2月に最大入場日数が1か月20日から1か月15日に変更された影響が大きいと考えられる。



## 1 依存症対策の役割分担

韓国の依存症対策は、全体としては事業者が負担金を納付して国の依存症対策を支える形態に移行しつつあるが、事業者の依存症対策機関も完全に閉鎖されたわけではなく、整理・縮小を伴いながら現在も運営されている。そのため、国の依存症対策機関である管理センターと事業者の依存症対策機関との関係や役割分担は今も曖昧である<sup>(59)</sup>。

管理センターの関係者からは、ギャンブル依存症の予防教育等は国の責任で行うことを前提としつつも、事業者の依存症対策機関に対しても、現場に併設されているという強みをいかし、ギャンブル依存症の早期発見等についての役割を期待する声がある<sup>(60)</sup>。

他方、事業者の依存症対策機関の関係者の間には、「国が射幸産業を必要としているなら依存症対策も国で責任を持つべきである」<sup>(61)</sup>として、事業者が依存症対策機関の運営と負担金の二重の負担を強いられていることに批判的な声がある。

現在、事業者の純売上額の0.35%が負担金として納付されているが、管理センターではこれを、少なくとも1%程度には引き上げたいとの意向を持っている<sup>(62)</sup>。1%への引上げが実現すれば、400億ウォン近い財源を追加で確保でき、国の依存症対策を一層強化することが可能となるが、将来的に事業者の負担割合が引き上げられる事態となった場合、負担金導入時のような役割分担問題が再燃するおそれもある。現時点では、両者を今後統合していくのか、それともこれまでどおりお互いが独自で運営していくのかについては様々な意見があり、はっきりとした見通しは立っていない<sup>(63)</sup>。

## 2 不法射幸産業の横行

近年、韓国では不法射幸産業<sup>(64)</sup>が横行しており、インターネットやスマートフォンから24時間365日アクセスできる不法サイトがそれに拍車をかけている。射監委の委託調査によると、2011年における不法射幸産業の市場規模は約75兆ウォンと推定されており<sup>(65)</sup>、合法的射幸産業の約4倍に達している。

不法射幸産業の中でも特に問題となっているのが違法スポーツ賭博である。競馬や競艇とは異なり、スポーツは青少年にもなじみがあり、自分たちもよく知っているという意識を持ちやすい上、賭博方法が試合結果を賭ける方法以外にも多様化しているため、青少年が違法賭博に参加する敷居が、以前より下がっているという<sup>(66)</sup>。

2012年の射監委法改正により不法射幸産業に対する射監委の監視が強化されたが、不法射幸産業を直接取り締まるのは警察であり、射監委にはその権限がないため、法改正を通じて射監委に司法警察権等を付与する案も議論されている<sup>(67)</sup>。

---

(59) 現地調査における管理センターでのヒアリングによる。

(60) 同上

(61) 現地調査における競輪・競艇中毒予防治療センターでのヒアリングによる。

(62) 前掲注(59)

(63) 同上

(64) 前掲注(33)

(65) 고려대학교 산학협력단 『제 2 차 불법도박 실태조사』 사행산업통합감독위원회, 2012.12, p.109. <<http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disposition=attachment&fileName=662520130304140217.pdf&basePath=board/pds>>

(66) 前掲注(59)

(67) 한국법제연구원 『사행산업통합감독에 관한 법제도 정비방안 연구』 사행산업통합감독위원회, 2014.12, pp.168-171. <<http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disposition=attachment&fileName=8363120150318150855.pdf&basePath=board/pds>> 同研究報告書は、射監委が韓国法制研究院に委託して実施した研究の成果物である。

### 3 総量制をめぐる問題

射幸産業に対する射監委の代表的な規制手段の1つに、射幸産業全体の売上額等に上限（最高額）を設定する「総量制」がある。射監委では、OECD加盟国のGDPに占める射幸産業の規模を参考にして射幸産業ごとの売上額に上限を設定しており、2014年から2018年までは、韓国のGDPの0.54%（2015年は純売上額ベースで8兆4,740億ウォン）に設定されている<sup>(68)</sup>。

制度上、総量制の遵守状況によって、負担金の納付額を減額する仕組みになっている（射監委法施行令第9条第2項）。しかし、実際には遵守しないことで得られる収益が負担金納付額の減額分より大きくなり、「守らない方が得」な状況であるという<sup>(69)</sup>。

射監委の設立により、射幸産業が統合的に管理・監督される体制に移行したが、いまだ個々の射幸産業の許認可権等は各所管官庁（文化体育観光部、農林畜産食品部、企画財政部）が握っている。射監委法には事業者が総量制に違反した際に、所管官庁に対する勧告権しか与えられておらず（射監委法第20条）、直接履行を促すことができる手段（営業停止等）に関する規定がない。この点についても、法改正を通じて射監委の権限を強化する必要性が指摘されている<sup>(70)</sup>。

### 4 電子カード制をめぐる問題

それでは、射監委の権限を強化し、射幸産業に対する規制を強化しさえすればよいかという、必ずしもそうとは言い切れない側面もある。そのことを顕著に表しているのが、射監委が総量制と並んで力を注いでいる「電子カード制」をめぐる議論である。

電子カード制とは、利用者の行き過ぎたギャンブル行為を制限するため、利用者に個人情報等が入力された電子カードの利用を義務付け、賭け金額の制限等を行う制度である<sup>(71)</sup>。射監委は2008年以降、電子カード制の導入に向けた準備を進め、2014年2月に公表した「射幸産業健全発展総合計画2014年～2018年」では、最も規模の小さい闘牛まで含めた全ての合法的射幸産業に対し、2018年までに電子カード制を全面的に導入することを目標に定めた<sup>(72)</sup>。各射幸産業における試験運用も既に始まっている<sup>(73)</sup>。

電子カードによる射監委の規制強化については、「プライバシーの問題はあるが、依存症対策に必要であり導入すべきである<sup>(74)</sup>」と肯定的に評価する専門家もいる。しかし、事業者からは「個人情報等を全て管理された状態で誰が合法的なギャンブルをするのか。合法的射幸産業を締め付ければ、その分、不法射幸産業の方へ流れる風船効果が生じるだけである<sup>(75)</sup>」との批判的な声も上がっている。これは、事業者の一方的な主張ではなく、射監委による委託研究にも見られる指摘である<sup>(76)</sup>。

(68) 「사행산업 총량제」 사행산업통합감독위원회ホームページ <<http://www.ngcc.go.kr/Police/System.do>>

(69) 前掲注(59)

(70) 김지훈 『사행산업 관리감독 실질화를 위한 법제분석』 한국법제연구원, 2014, pp.55-56. <<http://www.klri.re.kr/kor/publication/pubReseachReportView.do?seq=1414>>

(71) 「이용자 보호 전자카드 제도」 사행산업통합감독위원회ホームページ <<http://www.ngcc.go.kr/Police/System.do>>

(72) 사행산업통합감독위원회 『사행산업 건전발전 종합계획 2014년～2018년』 2014.2, p.12. <<http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disposition=attachment&fileName=9352220140227180449.pdf&basePath=board/pds>>

(73) これまでの試験運用の結果等については次の資料を参照。사행산업통합감독위원회 『사행산업 전자카드 제도의 효율적 시행방안 연구』 2014.11. <<http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disposition=attachment&fileName=5845820150318151305.pdf&basePath=board/pds>>

(74) 現地調査における韓国文化観光研究院でのヒアリングによる。

(75) 前掲注(61). 風船効果 (balloon effect) とは、ある問題の解決が、別の問題を生み出すことを指す。

(76) 한국법제연구원 前掲注(67), p.161.

## 5 オープンカジノへの展望とカジノの管理・監督体制

江原ランドが韓国内で独占的にオープンカジノを運営できる根拠となっている廃特法は、2025年以降も延長されるかどうか確定していない。KLACCが中長期的にも現在の規模を維持していくのか否かは、廃特法の状況に大きく左右される。

江原ランドの地元自治体である旌善郡の関係者は、自治体としては廃特法が延長されるよう働きかけるが、他地域でもオープンカジノを求める声があり、延長されない可能性もあると述べている<sup>(77)</sup>。他方、何らかの調整は伴うかもしれないが、2025年以降も廃特法が延長される可能性が高いと予測する専門家もいる<sup>(78)</sup>。将来的に他地域にもオープンカジノが新設されるような状況となれば、KLACCのみならず、国の管理・監督体制や依存症対策にも影響を及ぼす可能性がある。一部の専門家からは、将来的にカジノの許認可と管理・監督を一元化した「カジノ監督委員会」の設立の必要性が提言されている<sup>(79)</sup>。

また、射監委とは別に、管理・監督体制を強化する試みも始まっている。2015年6月、済州特別自治道において、カジノ監督委員会の設置等を規定した「済州特別自治道カジノ業管理及び監督に関する条例」<sup>(80)</sup>が制定され、2016年4月28日に同委員会が発足した。同委員会は条例により設置された委員会であるため、射監委の管理・監督体制に直接影響を及ぼすものではなく、対象となるカジノも同道にある8つの外国人専用カジノのみである。しかし、これまで射監委では十分に対応できていなかった領域の管理・監督を強化するための新しい試みであり、今後、VIP客とカジノを仲介する専門募集人(ジャンケット)<sup>(81)</sup>に対する規制が強化される予定である<sup>(82)</sup>。

### おわりに

韓国はこの十数年という短期間に依存症対策を急ピッチで整備し、様々な対策を講じてきた。しかし、射幸産業導入時に依存症対策を整備しなかったため、後になって依存症対策の分担の在り方をめぐり国と事業者のすれ違いを生み出した。射幸産業を新たに導入する場合は、依存症対策をどのような体制で進めていくのか、国と事業者がどのように分担するべきなのか、事前の制度設計が重要である。

事業者の依存症対策に関しては、ユーキャンセンターや競輪・競艇中毒予防治療センターが、国の依存症対策の強化に伴い整理・縮小される一方で、KLACCはカジノの入場制限とリンクした依存症対策をベースに、一定のカウンセリング件数を維持している。事業者の依存症対策の在り方については議論のあるところであり、カジノ経営と表裏一体となったKLACCのような形態に批判的な意見があるのも事実である。

---

(77) 現地調査における江原道旌善郡庁でのヒアリングによる。

(78) 前掲注(74)

(79) 송학준・이충기「복합리조트 시대에 대응한 한국 카지노산업 발전방안」『한국관광학회 국제학술발표대회집』 78권3호, 2015, p.1100.

(80) 「제주특별자치도 카지노업 관리 및 감독에 관한 조례 (제주특별자치도조례 제 1292 호)」 국가법령정보센터ホームページ<<http://www.law.go.kr/ordinInfoP.do?ordinSeq=1166451>>

(81) VIP客の宿泊、航空券等を手配し、カジノに紹介することで収入を得る仲介業者。

(82) 現地調査における済州特別自治道庁でのヒアリングによる。道庁関係者によると、これまでの外国人専用カジノに対する射監委の管理・監督は、内国人が入場していないかをチェックすることに主眼がおかれ、外国人専用カジノ自体に対する管理・監督は不十分であった。また、同道のカジノ事業者は本土のカジノと比べて零細な事業者が多く、違法行為が発生しやすい土壌がある上、昨今は中国のVIP客とカジノを仲介する専門募集人の違法行為(性的サービスの提供等)が問題となっていた。

依存症対策を全て国に任せるのであれば、事業者の対策機関が整理・縮小に向かうのもやむを得ない。しかし、事業者に負担金だけでなく、直接依存症対策に関わる形でも応分の負担を求めるのであれば、事業者と国が役割を分担しながら相互に補完し合う方法を模索する道もあり得よう。KLACCの入場制限とカウンセリングを一体化させる仕組みそれ自体は、ギャンブル依存症を早期発見するための現場の強みをいかした方法として、有効に活用できると思われる。

本稿で紹介した射監委法は、国の依存症対策や射幸産業の統合的な管理・監督を推進していく上で重要な転換点となった法律である。管理センターにおける関係者へのヒアリングでも強調されていたことであるが、射監委法により、国の依存症対策のための財源が負担金という形で安定的に確保できるようになった意義は大きい。一方、射監委については、射幸産業の管理・監督に当たって十分な実効性を確保できていないとも指摘されている。合法的射幸産業と不法射幸産業の双方を、いかに実効性を確保しながら管理・監督していくかが今後の課題といえよう。

依存症対策が強化され、カウンセリング件数が増加することは、それを必要とする人が必要な措置を受けられるという点では望ましいことである。しかし、関係者が述べるように、「カウンセリング件数が毎年増えていくこと自体は誇れる話ではない」<sup>(83)</sup> のであり、ギャンブル依存症を量産しないために最も重要なのは、予防である。

今回の現地調査において印象的だったのは、ヒアリングを行った各依存症対策機関が共通してギャンブル依存症の予防の重要性について指摘していたことである。特に管理センターでは、長期的なスパンで青少年に予防教育を行うことを重視しており、そのための予防講師養成講座を開催するなど、予防教育に相当な力を注いでいる様子が見えた。韓国の依存症対策における予防重視の方向性は、これから依存症対策を整備していく段階にある日本にとっても大きな示唆を与えるであろう。

(ふじわら なつと)

---

(83) 前掲注(59)



# 射幸産業統合監督委員会法

사행산업통합감독위원회법

(他法改正<sup>(1)</sup>2014年11月19日 法律第12844号 施行日2014年11月19日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 藤原 夏人訳

## 第1条 (目的)

この法律<sup>(2)</sup>は、射幸産業統合監督委員会を設置し、射幸産業による副作用の最小化及び不法射幸産業に対する監視を通じ、射幸産業を健全な余暇及びレジャー産業として発展させることにより、国民の福祉増進に資することを目的とする。

## 第2条 (定義)

この法律において使用する用語の定義は、次のとおりである。

1. 「射幸産業」とは、次に掲げるものをいう。
  - イ. カジノ業：「観光振興法」<sup>(3)</sup>及び「廃鉱地域開発支援に関する特別法」<sup>(4)</sup>の規定によるカジノ業
  - ロ. 競馬：「韓国馬事会法」<sup>(5)</sup>の規定による競馬
  - ハ. 競輪・競艇：「競輪・競艇法」<sup>(6)</sup>の規定による競輪及び競艇
  - ニ. 宝くじ：「宝くじ及び宝くじ基金法」<sup>(7)</sup>の規定による宝くじ
  - ホ. 体育振興投票券<sup>(8)</sup>：「国民体育振興法」<sup>(9)</sup>の規定による体育振興投票券
  - ヘ. 闘牛競技：「伝統闘牛競技に関する法律」<sup>(10)</sup>の規定による闘牛競技
2. 「射幸産業事業者」とは、次に掲げる者をいう。
  - イ. 「観光振興法」及び「廃鉱地域開発支援に関する特別法」の規定によるカジノ事業者
  - ロ. 「韓国馬事会法」の規定による韓国馬事会
  - ハ. 「競輪・競艇法」の規定による競走事業者
  - ニ. 「宝くじ及び宝くじ基金法」の規定による宝くじ事業者
  - ホ. 「国民体育振興法」の規定によるソウルオリンピック記念国民体育振興公団及び

(1) 他の法律の改正に伴う改正を指す。

(2) 「사행산업통합감독위원회법 (법률 제 12844 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A2038&PROM\\_DT=20141119&PROM\\_NO=12844](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2038&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844)> 以下、インターネット情報は2016年6月8日現在である。なお、[ ]内の語句は、訳者による補記である。

(3) 「관광진흥법 (법률 제 13958 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1508&PROM\\_DT=20160203&PROM\\_NO=13958](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1508&PROM_DT=20160203&PROM_NO=13958)>

(4) 「폐광지역 개발 지원에 관한 특별법 (법률 제 13499 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0265&PROM\\_DT=20150828&PROM\\_NO=13499](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0265&PROM_DT=20150828&PROM_NO=13499)>

(5) 「한국마사회법 (법률 제 13146 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0724&PROM\\_DT=20150203&PROM\\_NO=13146](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0724&PROM_DT=20150203&PROM_NO=13146)>

(6) 「경륜·경정법 (법률 제 14200 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0725&PROM\\_DT=20160529&PROM\\_NO=14200](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0725&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14200)>

(7) 「복권 및 복권기금법 (법률 제 14097 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1839&PROM\\_DT=20160329&PROM\\_NO=14097](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1839&PROM_DT=20160329&PROM_NO=14097)>

(8) 스포츠진흥くじ (toto) に相当。

(9) 「국민체육진흥법 (법률 제 14202 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1415&PROM\\_DT=20160529&PROM\\_NO=14202](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1415&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14202)>

(10) 「전통 소싸움경기에 관한 법률 (법률 제 13143 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1767&PROM\\_DT=20150203&PROM\\_NO=13143](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1767&PROM_DT=20150203&PROM_NO=13143)>

## 受託事業者

- へ。「伝統闘牛競技に関する法律」の規定による闘牛競技実施者及び受託事業者
3. 「不法射幸産業」とは、次のいずれかに該当する行為を業として行う行為をいう。
- イ. 第1号に掲げる法律において、当該射幸産業に関連して禁止又は制限される行為
- ロ. 「ゲーム産業振興に関する法律」<sup>(11)</sup>の規定による射幸性ゲームを利用して、人々が射幸行為を行うことができるようサービスを提供する行為
- ハ. 「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」<sup>(12)</sup>の規定による情報通信網を通じ、人々が射幸行為を行うことができるようサービスを提供する行為（第1号の規定による射幸産業及び「射幸行為等の規制及び処罰特例法」<sup>(13)</sup>の規定による射幸行為営業を除く。）。

## 第3条（他の法律との関係）

射幸産業の過度の射幸心誘発の抑制、その副作用の予防及び治療<sup>(14)</sup>等に関して他の法律に特別の規定がある場合を除き、この法律の定めるところによる。

## 第4条（射幸産業統合監督委員会の設置及びその地位）

- ① 射幸産業に関する監督業務及び不法射幸産業に関する監視業務を効率的に遂行するため、国務総理の所轄の下に射幸産業統合監督委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、その権限に属する事務を独立して遂行する。

## 第5条（委員会の機能）

- ① 委員会は、次の各号に掲げる業務を所管する。
1. 射幸産業の統合的な管理・監督及び健全化並びに不法射幸産業の根絶のための総合計画の策定・実施に関する事項
  2. 射幸産業業種間の統合又は個別の射幸産業業種の営業場所の数、売上額規模等に関する総量の〔上限の〕適用若しくは調整（計画策定を含む。以下同じ。）が必要な場合であって、射幸産業関連機関・団体又は個別の業界等の要請による協議・調整又は勧告に関する事項
  3. 過度の射幸心誘発防止のため、射幸産業事業者に対する現場の実態確認及び指導・監督に関する事項
  4. 不法射幸産業の監視に関する事項
  5. 射幸産業及び不法射幸産業による中毒<sup>(15)</sup>及び賭博問題の予防及び治療等、社会的副作用解消のための対策の策定・実施に関する事項
  6. 第14条の2第1項の規定による中毒予防治療負担金<sup>(16)</sup>の管理・運用に関する事項
  7. 射幸産業を健全なレジャー産業として発展させ、不法射幸産業を根絶するために必要な調査・研究及び評価に関する事項
  8. 射幸産業に対する社会的認識の転換及び過度の射幸行為の誘発防止のための統合的

(11) 「게임산업진흥에 관한 법률 (법률 제 14199 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A2002&PROM\\_DT=20160529&PROM\\_NO=14199](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2002&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14199)>

(12) 「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 (법률 제 14080 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0027&PROM\\_DT=20160322&PROM\\_NO=14080](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0027&PROM_DT=20160322&PROM_NO=14080)>

(13) 「사행행위 등 규제 및 처벌 특례법 (법률 제 13398 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0874&PROM\\_DT=20150720&PROM\\_NO=13398](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0874&PROM_DT=20150720&PROM_NO=13398)>

(14) 原文の直訳は「治癒」である。

(15) 依存症に相当。

(16) 原文の直訳は「中毒予防治療負担金」である。

な教育プログラムの開発及び広報に関する事項

9. 青少年を対象とした賭博中毒<sup>(17)</sup>の予防教育の実施に関する事項

10. 委員会運営規則の制定及び改正に関する事項

11. その他この法律又は他の法律の規定により委員会の職務又は権限として規定された事項

② 第1項第2号の規定による射幸産業業種間の統合又は個別の射幸産業業種の営業場所の数、売上額の規模等に関する総量の〔上限の〕適用及び調整の基準等に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

#### 第6条（委員会の構成）

① 委員会は、委員長1人を含め、15人以内の委員で構成する。

② 委員会の委員は、企画財政部<sup>(18)</sup>の射幸産業に関する事務を所管する次官、行政自治部次官、文化体育観光部の射幸産業に関する事務を所管する次官及び農林畜産食品部次官を当然職<sup>(19)</sup>とし、次の各号のいずれかに該当する者の中から、文化体育観光部長官、農林畜産食品部長官及び宝くじ委員会委員長の推薦を受けた者を含め、國務総理が任命し、又は委嘱する。この場合において委員長は、当然職ではない委員の中から國務総理が指名し、委員は、当然職ではない者が過半数以上となるようにしなければならない。

1. 裁判官、検察官、弁護士又は公認会計士の資格を有する者

2. 大学又は公認された研究機関において准教授以上の職又はそれに相当する職にある者又はあった者であって、射幸産業関連分野（観光、コンピューター及び精神医学分野を含む。以下同じ。）を専攻したもの

3. 射幸産業関連分野の学識及び経験が豊富で、徳望を備えた者

4. 射幸産業関連分野の専門性を備えた者であって、非営利民間団体（「非営利民間団体支援法」<sup>(20)</sup>第2条の規定による民間団体をいう。）において推薦したもの

③ 委員会の〔当然職を除く〕委員は、非常任とする。

#### 第7条（委員長の職務）

① 委員長は、委員会を代表して会議を招集し、委員会の業務を総括する。

② 委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

#### 第8条（委員の任期）

① 当然職の委員ではない委員の任期は3年とし、1回に限り再任することができる。

② 当然職の委員ではない委員の欠員が生じたときは、欠員が生じた日から30日以内に補欠委員を任命又は委嘱しなければならないが、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

#### 第9条（委員会の審議・議決等）

① 委員会は、在籍委員の過半数の出席により審議し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

② 委員会は、業務を効率的に遂行するため、委員会に分野別の分科委員会を置くことができる。

---

(17) ギャンブル依存症に相当。

(18) 部は省に相当。

(19) 当該職にある者が、当然にその委員に就くことを指す。

(20) 「비영리민간단체 지원법 (법률 제 14188 호)」 법률지식정보시스템홈페이지 <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1692&PROM\\_DT=20160529&PROM\\_NO=14188](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1692&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14188)>

③ その他委員会の運営等に関して必要な事項は、委員会規則で定める。

#### 第 10 条（委員の欠格事由）

① 次の各号のいずれかに該当する者は、委員になることができない。

1. 大韓民国の国民ではない者
2. 「政党法」<sup>(21)</sup>の規定による党员
3. 「国家公務員法」<sup>(22)</sup>第 33 条各号のいずれかに該当する者<sup>(23)</sup>
4. 射幸産業事業者又はその役職員

② 委員が第 1 項各号のいずれかに該当するようになったときは、当然免職され、又は解嘱される。

#### 第 11 条（委員の職務上の独立及び身分保障）

① 委員は任期中、職務に関連して外部の指示又は干渉を受けない。

② 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、その意思に反して免職され、又は身分上の不利益を受けない。

1. 第 10 条第 1 項の規定による欠格事由に該当するようになったとき。
2. 心身の障害により、職務を遂行することができなくなったとき。

#### 第 12 条（専門委員）

① 委員長は、委員会の業務の効率的な支援及び専門的な調査・研究のために必要と認めるときは、特殊分野の専門家を専門委員として置くことができる。

② 専門委員は、委員会の議決を経て委員長が任命し、又は委嘱する。

③ 専門委員の数、資格等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 13 条（事務局の設置）

① 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

② 事務局には、事務局長 1 人のほか、必要な職員を置く。

③ 事務局長は、委員長の指揮を受けて委員会の事務を管掌し、所属職員を指揮及び監督し、委員会に出席して発言することができる。

④ その他事務局の組織に関して必要な事項は大統領令で定め、運営に関して必要な事項は委員会規則で定める。

#### 第 14 条（韓国賭博問題管理センター）

① 射幸産業又は不法射幸産業による中毒及び賭博問題に関連する次の各号に掲げる事業及び活動を行うため、韓国賭博問題管理センター（以下「センター」という。）を設立する。

1. 予防・治療のための相談・教育・広報及び関連プログラムの開発・普及
2. 調査・研究・分析及び評価
3. 予防・治療のための専門人材の養成
4. 専門医療機関等との連携・協力
5. 予防事業及び中毒者の治療・リハビリ事業の支援
6. 予防・治療関連の国際的な交流及び協力

(21) 「정당법 (법률 제 13757 호)」 법률지식정보시스템홈페이지 <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1489&PROM\\_DT=20160115&PROM\\_NO=13757](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1489&PROM_DT=20160115&PROM_NO=13757)>

(22) 「국가공무원법 (법률 제 14183 호)」 법률지식정보시스템홈페이지 <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1486&PROM\\_DT=20160529&PROM\\_NO=14183](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1486&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14183)>

(23) 具体的には成年被後見人、禁錮以上の刑に処せられ刑の執行終了から 5 年を経過しない者等が該当する。



7. 政府又は委員会が委託する事業

8. その他射幸産業又は不法射幸産業による中毒及び賭博問題の予防・治療のために必要な事業又は活動

- ② センターは法人とする。
- ③ センターに、役員として理事長を含む15人以内の理事及び監査役1人を置く。役員は理事会で選任されるが、委員長の承認を受けなければならない。この場合において役員の任期等の必要な事項は、定款で定める。
- ④ センターは、定款を変更しようとするときは、委員長の認可を受けなければならない。
- ⑤ 政府及び委員会は、センターに対して必要な経費を、予算の範囲において補助又は出捐<sup>(24)</sup>することができる。
- ⑥ センターは、大統領令で定めるところにより、毎事業年度開始前までに事業計画及び予算案を作成・提出し、委員会の承認を受けなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。
- ⑦ センターは、必要に応じて、委員長の承認を受けて地域センターを設置・運営することができる。
- ⑧ センターでないものは、韓国賭博問題管理センター又はこれに類似した名称を使用してはならない。
- ⑨ センターに関し、この法律で定めるものを除き、「民法」<sup>(25)</sup>の財団法人に関する規定を準用する。

#### 第14条の2（中毒予防治療負担金の賦課・徴収等）

- ① 委員会は、射幸産業又は不法射幸産業による中毒及び賭博問題の予防・治療及びセンターの運営のため、射幸産業事業者に、年間純売上額（総売上額から払戻金等を控除した金額であって、大統領令で定めるものをいう。）の1000分の5以下の範囲において大統領令で定める割合（射幸産業事業者の収益性、第5条第1項第7号の規定による健全化評価及び第16条第1項第1号の規定による総量遵守結果等を考慮し、射幸産業事業者別に負担金の賦課割合を別々に定めることができる。）に該当する中毒予防治療負担金（以下「負担金」という。）を賦課・徴収することができる。ただし、「廃鉱地域開発支援に関する特別法」の規定によるカジノ事業者を除く「観光振興法」の規定によるカジノ事業者<sup>(26)</sup>には負担金を賦課しない。
- ② 委員会は、負担金の賦課金額を、前年度売上〔額〕を基準として算定し、毎年5月31日までに射幸産業事業者に通知（電子通知を含む。以下同じ。）しなければならない。
- ③ 委員会は、負担金を納付しなければならない者が、納付期限までに納付しなかったときは、納付期限経過後15日以内に督促状を発しなければならない。この場合において納付期限は、督促状を発した日から10日以内とする。
- ④ 委員会は、第3項の規定により督促を受けた者が、定められた納付期限までに負担金を納付しなかったときは、その納付期限の翌日から納付日の前日までの期間に対し、その滞納された金額の100分の5を超過しない範囲において大統領令で定める加算金を賦課・徴収することができる。

---

(24) 見返りを求めずに金品を支出することを指す。

(25) 「민법 (법률 제 13710 호)」 법률지식정보시스템ホームページ <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1474&PROM\\_DT=20160106&PROM\\_NO=13710](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1474&PROM_DT=20160106&PROM_NO=13710)>

(26) 外国人専用カジノを指す。

- ⑤ 委員会は、射幸産業事業者が、第3項の規定による負担金又は第4項の規定による加算金を納付しなかったときは、国税滞納処分の例に倣いこれを徴収することができる。
- ⑥ 委員会は、負担金の賦課・徴収及び管理・運用を、センターに委託することができる。
- ⑦ 負担金は、歳入歳出予算外で運用し、その賦課・徴収の方法及び手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第14条の3（国庫補助）

政府は、射幸産業及び不法射幸産業による中毒及び賭博問題の予防・治療に関連した事業、活動又は施設に要する経費の一部を予算の範囲において補助することができる。

#### 第15条（公務員等の派遣及び採用）

- ① 委員長は、事務局の効率的な運営のために必要と認めるときは、関連行政機関及び射幸産業関連法人・団体の長に、[当該関連行政機関に所属する]公務員又は[当該]法人・団体の役職員の[事務局への]派遣を要請することができる。
- ② 第1項の規定により要請を受けた関連行政機関及び射幸産業関連法人・団体の長は、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。
- ③ 委員長は、中毒予防・治療等に関連した特殊専門分野の業務遂行のため、「国家公務員法」第26条の5の規定による任期制公務員を採用することができる。
- ④ 第1項及び第3項の規定により派遣され、又は採用された者は、その服務に関して委員長の指揮及び監督を受ける。

#### 第16条（総合計画の策定等）

- ① 委員会は、射幸産業の統合的な管理・監督及び健全化並びに不法射幸産業の根絶のため、次の各号に掲げる事項を含む総合計画（以下「総合計画」という。）を策定し、実施しなければならない。
  1. 射幸産業業種間の統合又は個別の射幸産業業種の営業場所の数、売上額規模等に関する総量の[上限の]適用・調整及び管理・監督についての短期運営計画及び中長期運営計画
  2. 射幸産業の業種別透明性及び健全性確保策
  3. 射幸産業及び不法射幸産業による社会的副作用の解消対策
  4. 射幸産業事業者の過度の射幸心誘発に対する現場確認<sup>(27)</sup>、指導・監督及び義務履行の確保策
  5. 射幸産業の健全な発展のための広告・宣伝及び過度の射幸心の解消対策
  6. 不法射幸産業の効率的な監視策及び根絶対策
  7. その他委員会の議決で決定した事項
- ② 委員会が総合計画を策定するときは、企画財政部、文化体育観光部、農林畜産食品部等の関連行政機関から、射幸産業業種別の短期計画及び中長期計画の提出を受けなければならない。
- ③ 委員会は、総合計画の策定のため、射幸産業事業者又は関連行政機関の長等に、資料[の提供]を要請することができ、総合計画の履行状況の確認のための実態調査等、必要な措置を講ずることができる。

---

(27) 具体的には第18条で規定されている。

## 第 17 条（協議・調整又は勧告等）

- ① 委員会は、第 5 条第 1 項第 2 号の規定による射幸産業業種間の統合若しくは個別の射幸産業業種の営業場所の数、売上額規模等に関する総量の〔上限の〕適用若しくは調整が必要なとき又は関連機関・団体若しくは個別の業界等の要請があるときは、企画財政部、文化体育観光部、農林畜産食品部等の関連行政機関の長と協議し、これを適用若しくは調整し、又は〔関連行政機関の長に〕勧告することができる。
- ② 委員会は、過度の射幸心の助長を防止するため、競馬、競輪、競艇、宝くじ、体育振興投票券及び闘牛競技の単位投票金額<sup>(28)</sup>の調整に関して関連行政機関の長に勧告することができる。
- ③ 第 1 項及び第 2 項の規定により協議・調整された内容に対し、関連行政機関の長は、特別の事由がない限り、これを誠実に履行しなければならない、勧告を受けた関連行政機関の長は、その勧告事項を尊重し、履行するために努力しなければならない。

## 第 18 条（現場確認及び指導・監督等）

- ① 委員会は、射幸産業の過度の射幸心誘発防止のため、次の各号に掲げる事項に関し現場を確認し、指導・監督する。
  1. 過度の射幸心を誘発する広告又は宣伝行為
  2. 射幸産業の営業場所内又は周辺において行われる過度の射幸心を助長する金融取引行為
  3. 射幸産業事業者の遵守事項履行状況
  4. その他過度の射幸心を誘発する営業行為であつて、大統領令で定める事項
- ② 委員会は、第 1 項の規定による現場確認及び指導・監督のために必要なときは、射幸産業事業者が運営する事務所若しくは営業場所に委員会の所属職員を派遣し、又は事務所若しくは営業場所に立ち入り、帳簿・書類その他資料又は物品を調査させることができ、必要なときは、所管行政機関に調査を依頼することができる。
- ③ 第 2 項の規定により調査を行う所属職員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係者に提示しなければならない。

## 第 18 条の 2（不法射幸産業等の通報等）

- ① 何人も、不法射幸産業又は射幸産業事業者の過度の射幸心誘発行為又は遵守事項違反行為を知り得たときは、これを委員会に通報することができる。
- ② 委員会は、第 1 項の規定による通報を受理したときは、告発、捜査依頼等の必要な措置を講ずることができる。
- ③ 委員会は、第 1 項の規定による通報を行った者に、予算の範囲において通報報奨金を支給することができる。
- ④ 第 3 項の規定による報奨金の支給基準・方法及び手続等に必要な事項は、委員会規則で定める。

## 第 18 条の 3（不法射幸産業監視・通報センター等）

- ① 不法射幸産業の監視のため、事務局に不法射幸産業監視・通報センターを置く。
- ② 第 1 項の規定による不法射幸産業監視・通報センターの組織・業務に必要な事項は大統領令で定め、運営に必要な事項は委員会規則で定める。

---

(28) 発売単位ごとの金額（馬券、車券等の 1 投票当たりの金額）を指す。

- ③ 委員会は、不法射幸産業の監視のために必要なときは、捜査機関又は射幸産業事業者に協力を要請することができる。
- ④ 第3項の規定による協力要請を受けた射幸産業事業者は、特別な事情がない限り、これに従わなければならない、その結果を委員会に通知しなければならない。

#### 第19条（現場実態調査・研究等）

- ① 委員会は、射幸産業の副作用予防及び治療等のための現場の実態調査及び研究活動を遂行しなければならない、必要なときは、その結果を公表することができる。
- ② 第1項の規定による現場の実態調査及び研究活動の結果公表等に関して必要な事項は、委員会規則で定める。

#### 第20条（勧告）

委員会は、委員会の業務遂行のために必要と認めるときは、射幸産業事業者に対する是正命令等の必要な措置を、所管行政機関の長に勧告することができる。

#### 第21条（資料要請等）

- ① 委員会及び企画財政部、文化体育観光部、農林畜産食品部等の関連行政機関は、業務遂行に必要と認められるときは、相互に資料〔の提供〕を要請することができる。
- ② 委員会は、業務遂行のために必要と認められるときは、射幸産業事業者に対し、必要な資料〔の提供〕を要請することができる。
- ③ 第1項又は第2項の規定により資料〔の提供〕要請を受けた関連行政機関及び射幸産業事業者は、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。
- ④ 委員会は、業務遂行のために必要と認めるときは、射幸産業に関連した利害関係者及び専門家を招致して意見を聞くことができる。

#### 第22条（経費等の支援）

委員会の委員に対しては、予算の範囲において、会議参加手当その他職務遂行経費等の実費を支給することができる。

#### 第23条（秘密漏えいの禁止）

現在、委員会の委員、専門委員若しくは職員であり、又は過去に委員、専門委員若しくは職員の職にあった者及び委員会に派遣され、若しくは委員会の委嘱により委員会の業務を遂行しており、又は〔過去に〕遂行していた者は、業務処理中に知り得た秘密を他人に漏えいし、又は職務上の目的外でこれを使用してはならない。

#### 第24条（罰則適用における公務員擬制）

公務員ではない委員会の委員、専門委員及び職員は、委員会の業務に関連して「刑法」<sup>(29)</sup> その他の法律の規定による罰則を適用するときは、公務員とみなす。

#### 第25条（罰則）

第23条の規定に違反し、業務処理中に知り得た秘密を漏えいした者は、2年以下の懲役又は3千万ウォン<sup>(30)</sup>以下の罰金に処する。

#### 附則（略）

（ふじわら なつと）

(29) 「형법 (제 14178 호)」 법률지식정보시스템 홈페이지 <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1466&PROM\\_DT=20160529&PROM\\_NO=14178](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1466&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14178)>

(30) 1ウォンは約0.1円（2016年6月分報告省令レート）。